

## 東川口あら川保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人城西福社会
事業者の所在地	山梨県甲府市池田 1-10-30
事業者の電話番号・FAX	TEL 055-251-9388 fax 055-251-9389
代表者氏名	坂本幸一
定款の目的に定めた事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の経営</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園の経営</li> </ul>

### 2 施設の概要

種別	保育所					
名称	東川口あら川保育園					
所在地	埼玉県川口市戸塚一丁目6番18号					
電話番号・FAX	048-446-7531・048-446-7541					
施設長	園長 木下 亜由美					
開設年月日	平成31年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	8人	12人	12人	15人	15人	15人
取扱う保育事業	延長保育					
事業所番号						

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		1,059.48 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	鉄骨造2階建て 延床面積525.00 m <sup>2</sup>	
	延床面積	525.00 m <sup>2</sup>	
施設設備の数と面積	乳児室	1室	32.87 m <sup>2</sup>
	ほふく室	1室	50.00 m <sup>2</sup>
	保育室	4室	148.10 m <sup>2</sup>
	遊戯室	室	m <sup>2</sup>
	調理室	1室	31.96 m <sup>2</sup>
	調乳室	室	m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	14個	24.25 m <sup>2</sup>
	医務室	1室	1.05 m <sup>2</sup>
	事務室	1室	16.70 m <sup>2</sup>
	室	室	m <sup>2</sup>
設備の種類		冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場270.00 m <sup>2</sup>	

園舎平面図 ※別添

#### 4 施設の目的、運営方針

目 的	運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とする。
運 営 方 針	<p>・「当園」は教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。</p> <p>・「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。</p> <p>・「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。</p>

#### 5 職員体制

園 長	1 人（資格： ）
主 任 保 育 士	1 人（資格： ）
保 育 士	11 人（常勤：11 人、非常勤 人）
調 理 員	3 人（常勤： 2 人、非常勤 1人）
事 務 員	1 人（常勤： 人、非常勤 1 人）
その他(嘱託医・嘱託歯科医)	2 人（常勤： 人、非常勤 2 人）

※ 当園では、「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月26日川口市条例第58号。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

## 6 職員の職務内容

園長	園の業務を統括し、会計事務に従事します。
主任保育士	園長を補佐し保育内容について保育士を統括します。
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
調理員	給食業務に従事します。
事務員	園内諸業務に従事します。

## 7 保育所の利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項

利用者の決定	<p>本園の入園資格は、児童福祉法第24条の規定に基づき川口市が保育の実施を決定した者としします。</p> <p>選考及び申込に関する事項は川口市の保育実施要綱又はそれに類する条例・条項に基づき行われることとします。</p>
	<p>次に該当したときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとします。</p> <p>(1) 児童福祉法第24条による入所理由を解消したとき</p>

	<p>(2) その他川口市からの要請があり、協議の上適当と認められたとき</p> <p>(3) 園児の保護者から退所の申し出があり、所定の手続きを終了したとき</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------

## 8 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	年末年始（12/29～1/3）及び日曜日、祝祭日

## 9 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時30分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	<p>夕：午後6時01分から午後7時30分まで</p> <p>※0歳児は午後6時までの延長保育なし</p> <p>※土曜日の保育は午後6時まで</p>

### (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
--------------------	--------------------

土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時29分まで 夕：午後4時31分から午後7時30分まで ※0歳児は午後6時までの延長保育なし。 ※土曜日の保育は午後6時まで

## 10 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	15分あたり100円 上限 月額6,000円
3.4.5歳児給食費	主食費月額1,200円 副食費月額4,800円
実費徴収額	行事負担金 月額 400円
	教材費 活動に係る費用は都度徴収
	おむつ処理費 月額 300円
	卒園積立金 (4歳児) 12月、3月に各3,000円 (5歳児) 6月、9月、12月に各3,000円

## 11 支払方法

口座振替払
-------

## 12 提供する保育・教育の内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育目標           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭的な雰囲気の中でのびのび過ごす。</li> <li>2. 基本的な生活習慣を身に付ける。</li> <li>3. 情緒豊かで思いやりのある心を育てる。</li> <li>4. 安全に気を付け健康的に過ごす。</li> </ol> </li> <li>・教育           <p>「社会に貢献できる人を育てる」を理念に、子ども達が将来大人になった時に自立できるように「ヨコミネ式教育法」を取り入れています。</p> </li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### <毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外）
10:00	おやつ 遊び（室内外）・散歩	課題保育 ↓
11:15	食事 (年齢によって前後します) ↓	↓
12:00	お昼寝 (年齢によって前後します)	食事 (年齢によって前後します)
12:30		お昼寝 (年齢によって前後します)
15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ
16:00	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了
18:00	保育標準時間終了	保育時間標準終了
19:30	閉園	閉園

### お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある戸塚中台公園などにお散歩に行きます。

### <保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	個々の生活リズムを整えながら、清潔で安全な環境のもとで過ごす。
1 歳 児	安定した情緒の中で保育者に親しみをもって過ごす。
2 歳 児	生活に必要なことを援助してもらいながら、自分でしようとする。
3 歳 児	保育者との信頼関係のもとに安定し、友達と一緒に遊んだり、活動したりすることを楽しむ。
4 歳 児	日常生活に必要なルールを守りながら、自分の力で行動し、充実感を味わう。
5 歳 児	生活や遊びに意欲をもって友達と一緒に活動する楽しさを味わう。
そ の 他 (年間行事)	入園式、保育参観、夏祭り、七夕、水遊び、運動会、七五三、クリスマス会、節分、発表会、卒園式、誕生会、身体測定、避難訓練、引き渡し訓練、歯科・内科健診、尿検査

<クラス編成>

年	齢	ク	ラ	ス	名
0	歳	児	ひ	よ	こ組
1	歳	児	あ	ひ	る組
2	歳	児	ぺ	ん	ぎん組
3	歳	児	り	す	組
4	歳	児	く	ま	組
5	歳	児	ぞ	う	組

13 給食等について

<給食の提供にあたって>

- ・自園調理を行い、和食中心のメニューを心掛けています。
- ・栄養配分、旬の食材、果物、行事食を取り入れた献立の提供を行います。
- ・食育活動や食事指導を行い、望ましい食習慣を育てることに努めています。

<アレルギー対応について>

当園は、東川口あら川保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
- ・除去食の提供（医師の診断のもと、医師の証明書を提供していただき、完全除去、代替食を提供しています。）

## 14 保護者に用意していただくもの

### (1) 入園時にご用意いただくもの

- ・受給者証のコピー
- ・保護者の緊急連絡先
- ・住所を確認するもの
- ・園児の健康や体調を確認するもの                      など

### (2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん（2，3，4，5歳児）
- ・サブバック（0，1歳児）
- ・エプロン（0，1，2歳児）
- ・箸（3，4，5歳児）              など

### (3) 服装について

- ・0，1，2歳児は動きやすく、着脱しやすい服装でお願いします。  
ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。
- ・3，4，5歳児は体操着で登園します。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・着替え
- ・パジャマズボン（0歳児はなし）
- ・おむつ交換用タオル（0，1歳児）
- ・お昼寝用のマットと上掛け用のタオルケットや毛布
- ・上履き（2歳児から）、上履き袋
- ・鉛筆、筆箱（3歳児から）

15 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・2，3，4，5歳児は9時までに登園してください。
- ・0，1歳児は9時15分までに登園してください。
- ・気になること、体調の事などありましたら、お伝えください。
- ・投薬がある場合は、必ず職員に手渡してください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・その日にあったこと、伝達事項をお話しします。
- ・午後4時30分以降は合同保育をしています。

## 16 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

コドモンでのおたより帳は保護者の方との大切なコミュニケーションの手段のひとつです。毎日記入、確認をお願いします。

## 17 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

内科健診	全園児	2回	
歯科健診	全園児	1回	
尿検査	全園児	2回	等

### (2) 健康管理、病気のときの対応

- ・ 保育園は健康児を保育することが前提です。登園に際して、健康状態のすぐれないお子様はお預りできない場合もあります。
- ・ 朝の体温が平熱を超えている場合は、登園を控えてもらいます。
- ・ 発熱（37.5度以上）、発病等認めた場合は、すみやかにお迎えをお願いします。
- ・ 感染症の病気にかかったら他の園児のため登園を控えてもらいます。回復後登園する場合は医師の意見書または保護者の登園届を提出してください。

- ・持病（熱性けいれん・ぜんそく・アトピー等）がある場合は、入園時に申し出てください。
- ・園での投薬について、薬を飲み始める日に薬の連絡票に記入し、病院の処方箋と一緒に、必ず担任または他の職員に手渡して確認を取ってください。シロップは一回分を別の容器に入れて、粉薬は袋に名前、日付、食前・食後の別など、いつ飲むのかを書いてください。薬が何種類もある時は、全てに記入してください。

#### 18 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・発生した場合はお知らせを配布し、病気の特徴や予防方法を周知します。
- ・毎月の保健だよりを発行し、保護者へ情報提供を行います。

#### 19 障害児保育について

- ・個別指導計画の作成 … 年間指導計画・月間指導計画
- ・共通理解 … 担当保育士だけでなく、園全体で、その子の発達状況を理解して、関わるようにしています。
- ・個別面談 … 気付いたこと、出来た事、今後の課題などについて保護者と連携を取っています。

20 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・医療機関と園が情報を共有できるようにしています。
- ・支援相談機関との連携

園での様子を見てもらい、援助や対応方法のアドバイスを受けて、今後の保育に活用しています。

21 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	スマイル内科小児科クリニック
医 院 長 名	竹原正信
所 在 地	川口市戸塚東 1-5-30 東川口クリニックファーム 2 階
電 話 番 号	0 4 8 - 2 9 7 - 8 2 1 0

22 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	ばんしょう歯科クリニック
医 院 長 名	番匠信裕
所 在 地	川口市戸塚 3-36-18 コモディイイダ東川口店 1 階
電 話 番 号	048-297-5521

23 一とき避難広場、一次避難場所、広域避難場所

保育所近隣の一とき避難広場、一次避難場所、広域避難場所は次のとおりです。

一とき避難広場	戸塚4丁目公園
一次避難場所	戸塚スポーツセンター
広域避難場所	グリーンセンター

## 24 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	東川口駅前交番 048-295-1017
消防署	川口市北消防署戸塚分署 048-296-5567

## 25 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長
避難訓練	引き渡し訓練、避難訓練（地震・火災・風水害・不審者）、AED講習
防災設備	消火器、誘導灯、非常警報装置、自動火災報知機、ガス漏れ報知器、非常用電源 等

26 虐待防止のための措置及び虐待発生時の対応

<p>虐待防止 の為の措 置</p>	<p>園児の人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待行為の禁止、虐待防止や人権に関する職員研修の実施、ポスター掲示・チラシ配布等による啓発など児童虐待防止に必要な措置を講じます。</p>
<p>虐待発生 時の対応</p>	<p>職員又は養育者による園児への虐待を発見した場合（疑いを含む）、児童虐待防止等に関する法律の定めに従い、川口市・児童相談所適切な機関に通報するとともに、関係機関との連携により児童の安全確保の措置を講じます。</p>

27 賠償責任保険の加入状況

<p>保険の種類</p>	<p>全国私立保育園連盟ほいくのほけん</p>
<p>保険の内容</p>	<p>保育園賠償責任保険</p>
<p>保険金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設賠償責任保険</li> <li style="padding-left: 20px;">対人：1名2億円まで／1事故10億円まで</li> <li style="padding-left: 20px;">対物：1事故200万円まで</li> <li>・生産物賠償責任保険</li> <li style="padding-left: 20px;">対人：1名2億円まで／1事故10億円まで</li> <li style="padding-left: 20px;">対物：1事故保険期間中200万円まで</li> </ul>

28 業務の質の評価について

保育所の自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の自己評価に基づき、年1回、自己評価を実施</li> <li>・園内掲示板に掲載</li> </ul>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

29 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 主任 電話番号 048-446-7531	
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 電話番号 048-446-7531	
第三者委員	安野貴人	電話番号 090-9346-3458
		会社員
	武正昭	電話番号 090-6156-0868
		会社役員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

30 連携施設

連携施設の種類	/
名称	
所在地	
連携協力の概要	

### 31 地域の育児支援について

園庭開放の実施
---------

### 32 その他保護者に説明すべき事項

当園では台風や地震などの災害が発生した場合、やむを得ず休園する場合もあります。保育園は小さなお子様をお預りする施設で、小さなお子様は、災害時には自力で避難することができない災害弱者であります。

台風などがあらかじめ予測できることに対しては、早めに休園の可能性があることをご家庭にお伝えし、保護者の方が早めに対応できる等の配慮を行う、タイムライン防災（事前防災行動計画）を実施します。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：東川口あら川保育園

所在地：埼玉県川口市戸塚一丁目6番18号

説明者職名：施設長 氏名 木下 亜由美

私は、書面に基づいて東川口あら川保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印（署名でも可）

児童から見た続柄：